

P T Aの状況は、規約と実態調査報告書（令和3年度）

- P T Aの状況は、規約  
別添 城陽市P T A連絡協議会会則等
  
- 実態調査報告書（令和3年度）  
当課では、実態調査は行っていません。

## 城陽市P T A連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、城陽市P T A連絡協議会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長が所属する学校内におく。

(組織)

第3条 本会は、城陽市内小中学校P T Aで組織する。

(目的)

第4条 本会は、城陽市内小中学校P T Aの協議体である各单位P T Aの発展を図るため  
単位P T Aが相協力して児童生徒の健全なる成長を図るとともに、会員の教養の向  
上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 児童生徒の教育環境の改善
- 2 会員の研修
- 3 その他、目的達成に必要な事項

(役員)

第6条 本会の役員並びに任務は次のとおりとする。

- 1 会 長 1名 本会を代表し、会務を統べる。
- 2 副 会 長 2名 会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 庶務会計 若干名 本会の庶務会計を司る。

(役員選出)

第7条 本会の役員は、理事会において選出する。但し、会長、副会長は、単位P T A会  
長より選出するものとする。庶務会計は会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 本会の役員任期は、1ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

(理事)

第9条 本会の理事は、単位P T A会長及び城陽市校長会から選出された校長若干名がこ  
れにあたる。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員経験者の会員から会長が委嘱する。  
任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(理事会)

第11条 本会の理事会は、役員、理事、顧問をもつて構成し、事業計画、予算、決算、そ  
の他本会の運営に必要な事項について協議、決定する。

(会議及び議決)

第12条 本会の各会議は、構成員の過半数の出席によって成立し、議決を必要とする場合  
は、出席者の3分2以上の賛成がなければならない。

(専門委員)

第13条 本会は、地域活動、施設等整備、学校給食、広報等の専門委員会をおき、専門分  
野で調査、企画、立案をして問題解決のための活動を行う。なお、必要に応じて特  
別委員会、中学部会をおくことができる。

(経費)

第14条 本会の経費は、各単位P T Aの分担金及び寄付金等をもってこれに充てる。各単位P T Aの分担金は、学校割り（1校 5000円）と児童割（1人20円）を合わせたものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日で終わるものとする。

(会計監査)

第16条 本会に会計監査2名をおき、会計監査を行う。

(会則変更)

第17条 本会の会則変更は、理事会において理事の3分の2以上の賛成がなければならない。

(会則施行)

第18条 この会則は、昭和50年6月10日より施行する。

付則	昭和52年	5月14日	一部改正	第12条
	昭和52年	11月12日	一部改正	第9条
	昭和58年	6月14日	一部改正	第12条
	昭和61年	6月11日	一部改正	第12条
	平成3年	6月6日	一部改正	第1条
	平成10年	3月11日	一部改正	第13条
	平成19年	7月11日	一部改正	第9条
	平成21年	3月11日	一部改正	第10条
	令和3年	3月5日	一部改正	第13条

## 城陽市P T A連絡協議会役員選出に関する内規

- 1 新年度会長・副会長の選出については前年度役員により選出し、新年度理事会にて承認を得る。
- 2 城陽市より推薦等の依頼を受けている各種委員会委員、及び専門委員会委員については、新役員により選出し、理事会にて承認を得る。
- 3 本内規改正については、理事会において理事の出席者の3分の2（委任状を含む）以上の賛成を得なければならない。
- 4 本内規は、平成19年7月11日より施行する。

付則 令和3年3月5日 一部改正 1項